

児童扶養手当

▶保健福祉課地域福祉係 ☎53-3155

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

《支給対象者》

次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）について、父（母）がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・母（父）が死亡した子ども
- ・母（父）が一定程度の重度の障がいの状態にある子ども
- ・母（父）の生死が明らかでない子ども
- ・その他（母（父）が1年以上遺棄している子ども、母（父）が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

《所得制限》

手当を受ける方の前年の所得が一定額以上ある場合は、当該年度（8月から翌年7月まで）について、手当の全部または一部が支給停止されます。また、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による所制限もあります。

《支給額》

児童数、所得額に応じて支給額が決定されます。

手当は、法律に基づき支給されます。また、物価の変動により支給額が変更となることがあります。

区分	第1子	第2子	第3子以降
全額支給	42,910円	10,140円を加算	1人につき 6,080円ずつ加算
一部支給	10,120円～42,900円	5,070円～10,130円を加算	1人につき 3,040円～6,070円ずつ加算

（平成31年4月1日現在）

《その他》

毎年8月に現況届の提出を求めています。

現況届は、受給資格が継続するかを確認するもので、提出がない場合は手当が支給されなくなります。

また、2年を経過すると受給資格が失われますので必ず提出をお願いします。

遺児手当

▶保健福祉課地域福祉係 ☎53-3155

災害や交通事故、病気などにより生計の中心になる方を失った児童を扶養している方に手当を支給しています。（所得制限あり）

《支給月額》

児童1人当たりの月額

区分	支給額
小学生以下	4,500円
中学生	6,000円

《支給月》

月形町から児童手当の支給時期については、原則として次のとおりです。

支給月	支給される手当
7月	4月～7月の分
11月	8月～11月の分
3月	12月～3月の分

ひとり親家族等医療費助成事業

▶住民課戸籍保険係 ☎53-2323

《対象者》

ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満（18歳以上は親に扶養されていることが条件）のお子さんと、そのお子さんを扶養しているひとり親家庭のお母さん・お父さんが対象となります。

※次の方は対象外になります

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設等に入所し、医療の給付を受けている方
- ・子を里親に委ねている方
- ・重度心身障がい者医療費の助成を受けている方
- ・生計を維持している方の所得が一定基準を超える世帯

《手続きに必要なもの》

- ・健康保険証 ・ひとり親家庭等であることを証明するもの（戸籍謄本など）
- ・印鑑 ・市区町村税所得課税証明書（転入された方のみ）
- ・在学証明書（18歳以上で大学等に進学された方のみ）

《助成内容》

お子さんの年齢や世帯の町民税の課税状況などにより、次のとおり助成されます。

区分		入院	通院	受給者証 の表示
3歳未満		初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔整270円） を除く自己負担額を助成		親初
非課税世帯	子			
	親	助成対象外		
課税世帯	子	総医療費の1割を除く自己負担額を助成 （1割は自己負担することになります）		親課
	親	【月額上限】入院57,600円 通院18,000円	助成対象外	

乳幼児等医療費助成事業

▶住民課戸籍保険係 ☎53-2323

《対象者》

本町に在住する中学3年生（満15歳に達する日以後最初の3月31日）までのお子さんが対象となります。

※次の方は対象外になります

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設などに入所し、医療の給付を受けている方
- ・保護者の所得が一定の基準を超える世帯

《手続きに必要なもの》

- ・健康保険証 ・印鑑 ・市区町村税所得課税証明書（転入された方のみ）

《助成内容》

通院および入院に係る医療費を全額助成します。